別紙資料1

平成30年度子ども・子育て支援事務年間スケジュール（案）

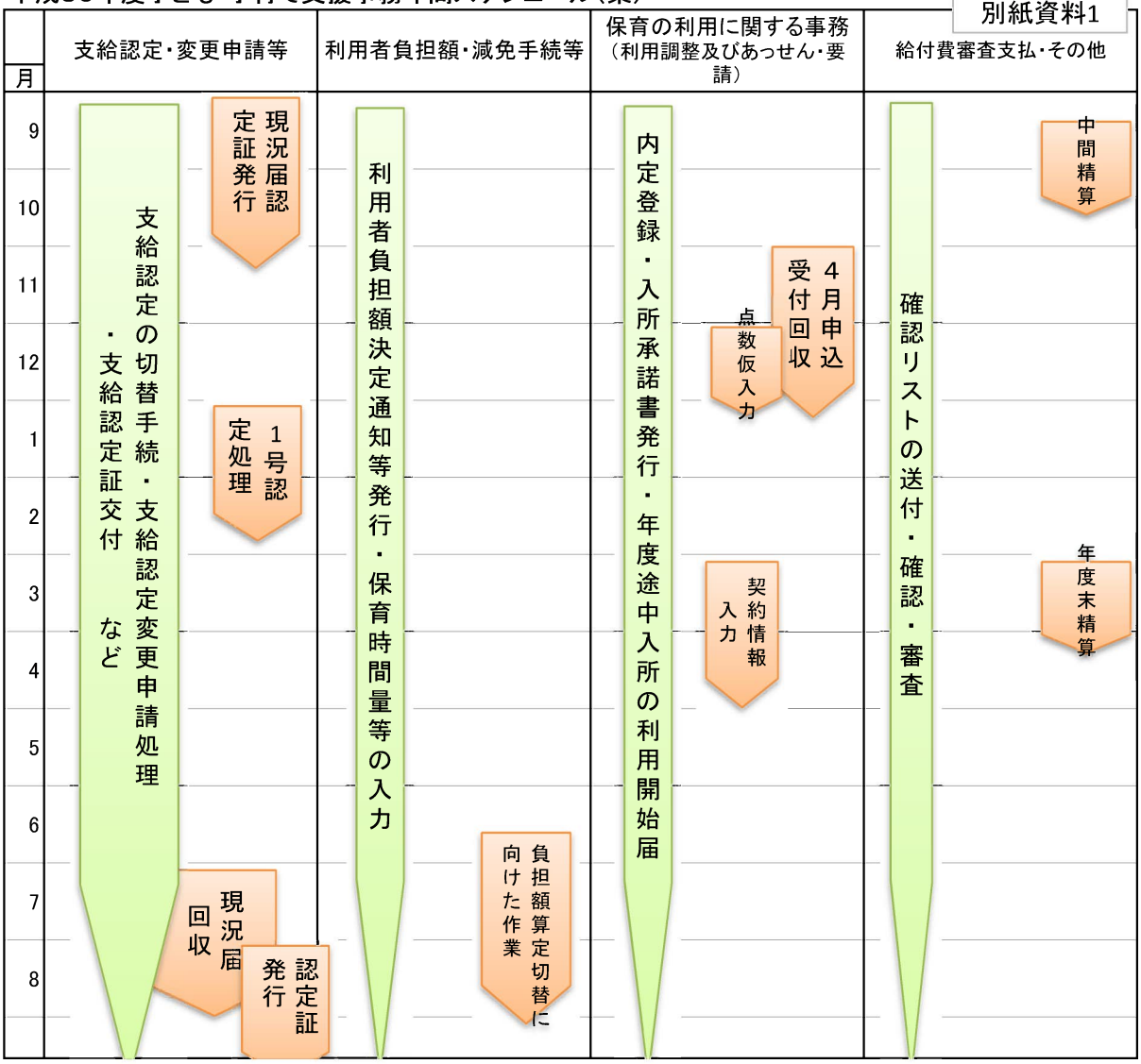

平成30年度子ども・子育て支援事務月間スケジュール

別紙資料1

日	支給認定・変更申請等	利用者負担額・減免手続等	保育の利用に関する事務（利用調整及びあっせん・要請）	給付費審査支払・その他
1			年度途中入所者に関する処理	
2				
3				
4			利用開始届入力	
5				
6				
7	認定切替処理	申請情報入力		利用開始届入力
8				
9	認定証印刷封緘			
10	支給認定証事業所発送			
11		年度途中入所者に関する処理		
12	提出・補正督促			
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19	問い合わせ対応			確認リスト作成
20				
21		利用者負担額決定通知等発行	入所承諾書兼納入通知書発行	
22				
23				
24				
25	支給認定更新案内事業所発送			事業所発送
26				
27				
28				
29				
30				
31				

別紙資料2

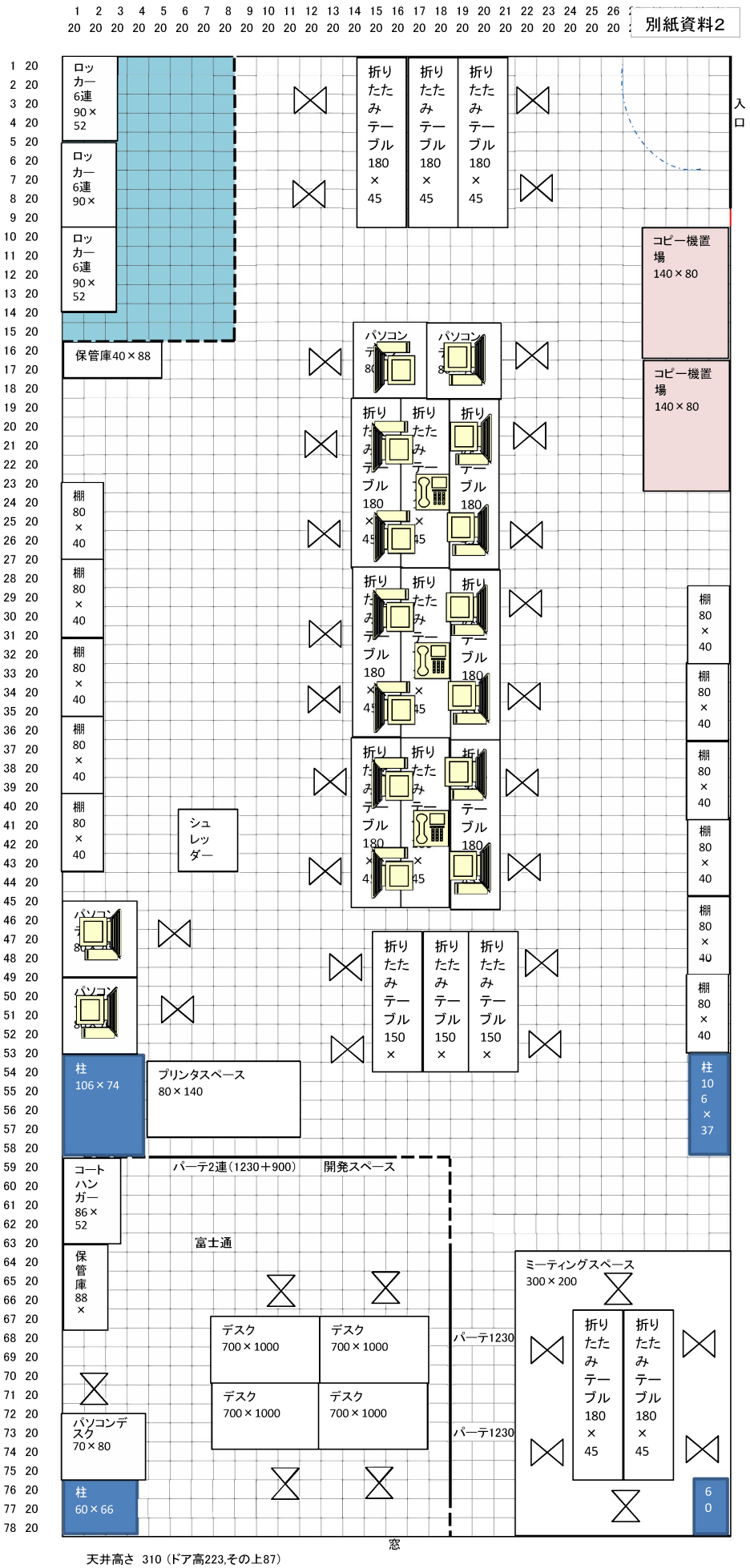

天井高さ 310（ドア高223,その上87）

甲が乙に無償貸与する機器等　　別紙資料3

名称	数量
子ども・子育て支援制度電算システム	15
電話機	5
電話回線	5
電算システム用デスク	4
パーテーション	3
長机	15
パイプ椅子	8
事務用回転椅子	16
書架	11
保管庫	3
更衣ロッカー6連	3

別紙資料４

＜保育が必要な事由別の保育必要量及び支給認定の有効期間＞

保育が必要な事由及び基準	保育必要量（1日）		支給認定の期間 （２・３号切替を除く）
	短時間	標準時間	
①就労（内定） １箇月４８時間以上就労することを常態としていること	●	●	小学校就学前まで
②妊娠・出産 妊娠中であるか出産後間がない（概ね２箇月）こと	※１	●	妊娠がわかったときから，出産後概ね２箇月後の月末まで
③保護者の疾病・障害 疾病にかかり若しくは負傷し，又は精神・身体に障害を有していること	●	●	小学校就学前まで
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 同居の親族又は長期間入院等をしている親族を常時介護・看護していること	●	●	
⑤災害復旧 災害の復旧に当たっていること	※１	●	
⑥求職活動（起業準備を含む） 求職活動を継続的に行っていること（48時間未満の就労の方を含む）	●	―	概ね９０日
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む） ・学校教育法に規定する学校等に在学していること ・職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること	●	●	卒業（修了）予定日の月末まで
⑧育児休業取得中に継続利用が必要であること 育児休業取得中にすでに保育を利用している子どもがいて，育児休業期間中に継続して利用することが必要であること	●	―	京都市が認める期間
⑨その他，上記に準じる状態として市町村が認める場合	●	●	

※１　②と⑤は原則，標準時間での利用になりますが，希望された場合，短時間認定も可能です。

※２　就労など，保育短時間と保育標準時間の両方に●がついている場合は，勤務時間や通勤時間などから個別に認定します。

別紙資料５

本市の保育利用の優先度判定基準について

保育利用の優先度判定基準（基本指数）・・・いずれかひとつを選択

保育が必要な事由	基準	基本指数
居宅外労働	週40時間以上就労している（※１）	40
	週35時間以上40時間未満就労している	35
	週30時間以上35時間未満就労している	30
	週25時間以上30時間未満就労している	25
	週20時間以上25時間未満就労している	20
	就労している（上記以外）	15
居宅内労働	週40時間以上就労している	35
	週35時間以上40時間未満就労している	30
	週30時間以上35時間未満就労している	25
	週25時間以上30時間未満就労している	20
	週20時間以上25時間未満就労している	15
	就労している（上記以外）	10
内職	内職従事者である	20
介護・看護	要介護３以上又は障害支援区分４以上の親族を介護又は看護している	35
	要支援２・要介護１・２又は障害支援区分２・３の親族を介護又は看護している	20
	身体障害者手帳１・２級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	身体障害者手帳３級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	療育手帳A判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	療育手帳B判定の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている親族を介護又は看護している	35
	精神障害者保健福祉手帳２級の交付を受けている親族を介護又は看護している	20
	介護又は看護している（上記以外）	10
災害	災害復旧に当たっている	40
職業訓練	週40時間以上学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	15
	就学している（上記以外）	10
就学	週40時間以上学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	35
	週35時間以上40時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	30
	週30時間以上35時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	25
	週25時間以上30時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	20
	週20時間以上25時間未満学校教育法に基づく学校，専修学校，各種学校又は公共職業訓練施設に通所している	15
	就学している（上記以外）	10
求職	求職中である	5
出産	妊娠中であるか，出産後間がない（概ね２箇月）	15
疾病等	入院又はそれと同等程度の治療や安静を要する	40
	介護保険施設，障害者施設に入所している	40
	寝たきりである	40
	要介護３以上又は障害支援区分４以上の判定を受けている	40
	要支援２・要介護１・２又は障害支援区分２・３の判定を受けている	35
	要支援１又は障害支援区分１の判定を受けている	25
	身体障害者手帳１・２級の交付を受けている	40
	身体障害者手帳３級の交付を受けている	35
	身体障害者手帳４級の交付を受けている	25
	身体障害者手帳５・６級の交付を受けている	20
	療育手帳A判定の交付を受けている	40
	療育手帳B判定の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている	40
	精神障害者保健福祉手帳２級の交付を受けている	35
	精神障害者保健福祉手帳３級の交付を受けている	25
	障害又は傷病により，保育が困難な状態である（上記以外）	15
その他	保護者，世帯又は申込児童の状況から，市長が特に保育が必要であると認めるもの	※２

※１　就労時間には休憩時間を含む（居宅外労働，居宅内労働すべてに共通）
※２　市長が定める

調整指数・・・あてはまるもの全てを合計

項番	項目	具体的内容	調整指数	備考
1	保護者の就労状況等	通勤時間（片道）が30分以上	1	要保育要件が「居宅外就労」の場合のみ調整，☆，項番2と重複不可 客観的に判断して申告より短い時間での通勤が可能であると市長が判断した場合，加点しない場合がある。項番2，4及び5同様
2		通勤時間（片道）が1時間以上	3	要保育要件が「居宅外就労」の場合のみ調整，☆，項番1と重複不可
3		居宅外自営業であるが，職場が自宅と隣接している	-3	要保育要件が「居宅外就労」の場合のみ調整
4		通学時間（片道）が30分以上	1	要保育要件が「職業訓練」又は「就学」の場合のみ調整，☆，項番5と重複不可
5		通学時間（片道）が1時間以上	3	要保育要件が「職業訓練」又は「就学」の場合のみ調整，☆，項番4と重複不可
6		就職に必要な技能習得のため，公的補助を受けて就学している	3	要保育要件が「職業訓練」又は「就学」の場合のみ調整，☆
7		就労内定の場合（育児等の休業以外の理由で就労証明書に過去3か月の実績の記載がない場合を含む）	-5	☆
8		保護者のいずれかが，保育士等の資格職として，京都府内の認可保育施設・事業所で勤務中（予定を含む）	10	保育士，保健師，看護師，准看護師，管理栄養士，栄養士，調理師，幼稚園教諭，小学校教諭，養護教諭を対象とする。項番7の対象外とする。 ※幼稚園教諭，小学校教諭，養護教諭は保育所（園），認定こども園のみ対象
9	保護者の心身の状況	保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要支援1・2，要介護1・2，障害支援区分1～3，身体障害者手帳3級以下，精神障害者保健福祉手帳3級）	2	要保育要件が「疾病等」の場合を除く，項番10と重複不可
10		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する（要介護3～5，障害支援区分4～6，身体障害者手帳1・2級，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳1・2級）	4	要保育要件が「疾病等」の場合を除く，項番9と重複不可
11		身体障害者手帳，精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている	2	要保育要件が「疾病等」の場合を除く
12	親族の介護の状況	介護等を必要とする親族が，平日に週3日以上通所系サービスを定期利用している	-2	要保育要件が「介護」の場合のみ調整
13		介護等を必要とする親族が，月に7日以上短期入所系サービスを定期利用している	-2	要保育要件が「介護」の場合のみ調整
14	世帯の状況	小学生以下の子どもが3人以上いる	1	項番15と重複不可
15		小学校入学前児童が3人以上いる	2	項番14と重複不可
16		保護者のいずれかが就労，介護，就学のために別居している（単身赴	3	
17		月4回以上夜勤がある	2	☆
18		居宅外において週30時間以上就労している	2	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く，☆，項番19，20，21と重複不可
19		居宅外において週30時間未満就労している	1	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く，☆，項番18，20，21と重複不可
20		居宅内において週30時間以上就労している	2	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く，☆，項番18，19，21と重複不可
21		居宅内において週30時間未満就労している	1	要保育要件が「居宅外労働」及び「居宅内労働」の場合を除く，☆，項番18，19，20と重複不可
22		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要支援1・2，要介護1・2，障害支援区分1～3，身体障害者手帳3級以下，精神障害者保健福祉手帳3級）	1	要保育要件が「介護」の場合を除く，項番23，24と重複不可
23		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる（要介護3～5，障害支援区分4～6，身体障害者手帳1・2級，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳1・2級）	2	要保育要件が「介護」の場合を除く，項番22，24と重複不可
24		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）が複数名いる（要支援1・2，要介護1～5，障害支援区分1～6，身体障害者手帳1～4級，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳1～3級）	2	要保育要件が「介護」の場合を除く，項番22，23と重複不可
25		ひとり親世帯である	5	項番26と重複不可
26		次のいずれかに該当する世帯である（生活保護世帯（就労，職業訓練等を行うことにより，自立の促進が図られると市長が判断した場合に限る），生計中心者が失業して求職中の世帯）	4	項番25と重複不可
27	申込児童の状況	申込児童が多胎児である	3	
28		申込児童が次のいずれかに該当する（身体障害者手帳3級～，療育手帳B，精神障害者保健福祉手帳2・3級）	2	項番29と重複不可
29		申込児童が次のいずれかに該当する（福祉サービス又は障害児通所支援の支給認定を受けている，身体障害者手帳1・2級，療育手帳A判定，精神障害者保健福祉手帳1級）	5	項番28と重複不可
30		保育園(所)，認定こども園又は地域型保育事業所からの転園希望である	-5	転居若しくは転勤に伴う転園又はきょうだいが同一の保育施設・事業所を利用するための転園希望の場合を除く
31		きょうだいが既に保育施設・事業所を利用しており，申込児童が同一の保育施設・事業所の利用を希望する場合又はきょうだいが同時に同一の保育施設・事業所の申込みをした場合	5	・同指数に複数名の申込児童がいる場合，更に1点加点することができる ・項番37と重複不可
32	保育の代替手段	申込児童を65歳未満の親族（祖父母を除く）に預けている	-1	
33		保育可能な65歳未満の祖父母と同居している（現に預けている場合を含む）	-1	
34		申込児童を職場で保育している	-2	
35		育児休業からの復帰に伴う申込みであり，職場の育児休業制度上，保育利用開始希望年度中に育児休業から復帰の必要があり，かつ，延長を行ったとしても当該年度中に復帰しなければならない場合	2	就労証明書に記載されている場合のみ適用 育児休業終了日が保育利用開始希望年度の3月31日の場合，項番36を適用
36		育児休業からの復帰に伴う申込みであり，項番35以外の場合（職場の育児休業制度上，保育利用開始希望年度の翌年度以降まで育児休業を延長できる場合）	1	就労証明書に記載されている場合のみ適用
37	小規模保育事業所等からの移行	小規模保育事業所等が3歳児の受入れに係る連携施設（保育所（園）又は認定こども園）を設けており，3歳児移行に当たり当該連携施設を第1希望とする場合	10	第1希望としている施設にのみ10点加点し，第2希望以降は加点しない
38	申込状況	入園可能な最も低い点数で複数の申込者が並んだとき，当該保育施設・事業所を第1希望としている	1	第1希望としている施設にのみ1点加点し，第2希望以降は加点しない
39	市長が特に調整を必要と認める場合			

※　基本指数と調整指数の合計点数が低い方の保護者を基準として，保育施設・事業所ごとに，合計点数が高い（保育の必要性が高い）児童から順に，保育施設・事業所に受入の要請を行う。